

いじめの防止のための学校基本方針

静岡県立静岡中央高等学校 通信制の課程

はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」 いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚することが重要です。また、学校においても、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係等をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。本校においては、生徒の実情に応じて、いじめの問題への対策を、本県の方針等を参考に、実効性のあるいじめ防止等のための基本的な方針を策定しました。

静岡県立静岡中央高等学校長

目次

はじめに

第1	いじめの防止等の基本的な考え方	1
1	いじめの定義	
2	いじめの理解	
3	基本的な考え方	
第2	いじめ対策委員会	2
1	構成	
2	役割	
	概念図	
第3	いじめの未然防止	4
第4	いじめの早期発見・早期対応	4
第5	いじめに対する対応	5
第6	重大事態への対処	5
1	重大事態とは	
2	重大事態についての調査	
3	情報の提供	
4	報道への対応	
	通信制の課程 年間計画	7

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくすこと」は生徒、保護者、教職員、地域住民等、すべての人の願いであり、いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組んでいくことが大切である。静岡中央高校は国及び県のいじめの防止等のための基本的な方針を参考にして、課程の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定め、ホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討していくものとする。

1 いじめの定義

学校内におけるいじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめに当たるかどうかの判断は、通信制の課程の特別な学習環境もふまえながら、いじめられた生徒の立場に立ち行うこととする。その際は「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認する必要がある。

2 いじめの理解

いじめは、誰にも、どこでも起こりうるものであり、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する場合もある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせることがある。

また、所属集団や発生状況の中で、規律が守られなかつたり、問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする生徒がいるなど、「傍観者」として周りで見ぬふりをして関わらない生徒がいることにも気をつける必要がある。

3 基本的な考え方

いじめはいじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を与えるものである。教職員はいじめが決して許されない行為であること、いじめはどの生徒も被害者、加害者になり得るものと考え、注意深く接していく。

また、教職員は、通信制に学ぶ生徒にとって家庭環境や友人関係、勉強、職場、心の悩み等様々なできごとがストレスをもたらし、それが生徒の不安や不満となっていることを理解して、日頃から安定した学習生活を送れるよう指導に当たっていく。

学校はどの生徒にとっても安心して自分を表現できる場となるよう、互いの考えを認め合える場でなければならない。そのために生徒自身が認められていると感じることが出来る学校づくりをしていく。

(1) 早期発見

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを受け止め、速やかにいじめの有無を確認する。

(2) 早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、深刻な事態にならないように、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等で状況に応じて連携し、速やかに協力して対応する。

いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応する。

(3) 関係機関等との連携

状況によっては、関係機関と連携することが必要になる。

日頃から情報共有体制をつくり、学校と警察や児童相談所、医療機関等の専門機関と連絡を密にする。

また、人権啓発センター等の相談窓口を生徒や保護者等へ周知する。

第2 いじめ対策委員会

1 構成

校長、副校長、教頭、教務課長、生徒課長、保健主事、特別支援教育コーディネーター、東西キャンパス教務部担当、東西キャンパス生徒部担当、担任（副担任）、各キャンパス養護教諭、スクールカウンセラー等外部の専門家

*なお、東・中・西の各キャンパスで状況に迅速に対応するために、各キャンパスの委員でまず対応を取る（①各キャンパス委員会）。各キャンパスの情報交換に努めながら、問題の状況に応じて全体の委員会（②いじめ対策全体委員会）で検討・対応することとする。

2 役割

① いじめ対策各キャンパス委員会

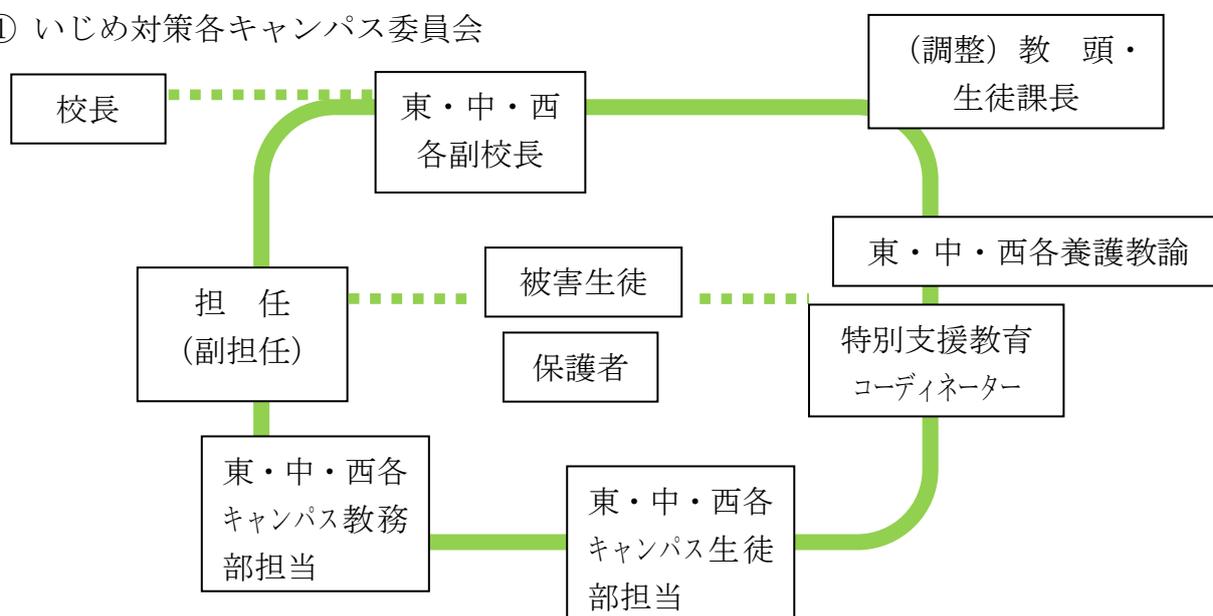
- (1) 定期的な打合せ、各キャンパスでのいじめ防止対策の推進
- (2) 情報の収集、記録、共有（個別面談等）
- (3) いじめ事案発生時の対応（確認—検討—指導、報告）

② いじめ対策全体委員会

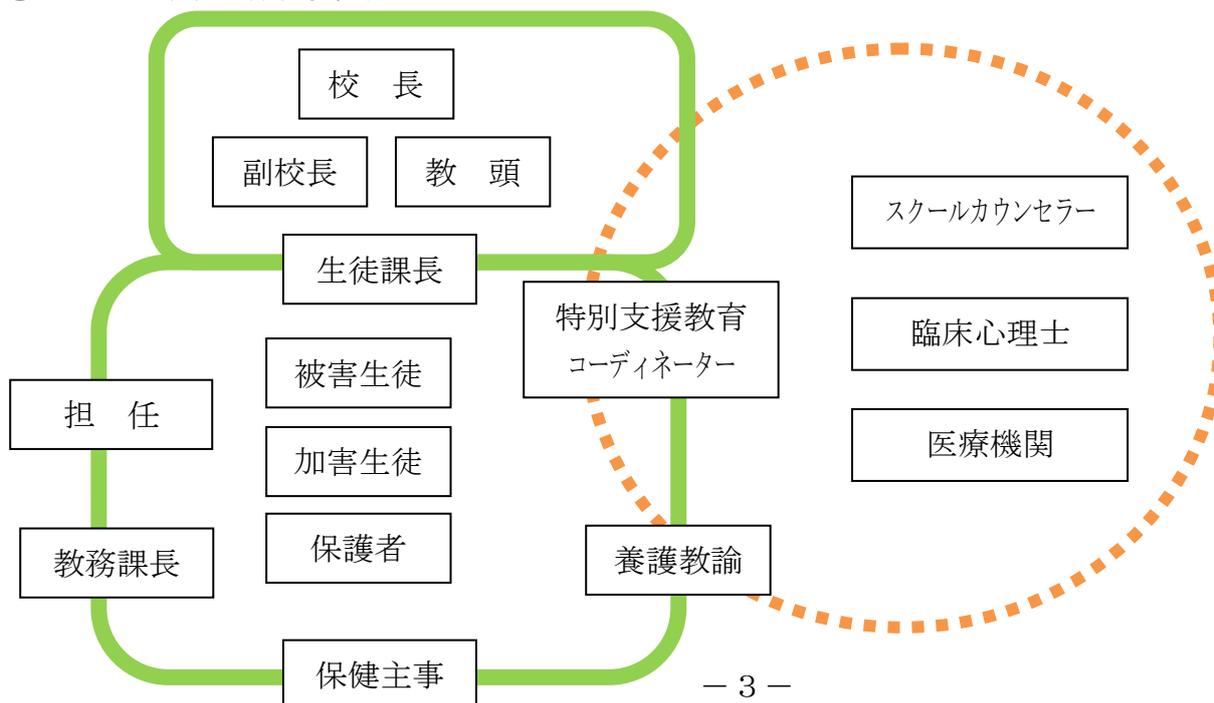
- (1) 取組方針の企画立案、定期会議、各キャンパス間の調整
- (2) 情報の収集、記録、共有
- (3) 重大事態またはそれに準じる事態発生時への対応（確認・通報—検討—指導、報告）

概念図

① いじめ対策各キャンパス委員会



② いじめ対策全体委員会



第3 いじめの未然防止

- (1) 新入生に対しては入学時のオリエンテーションや学習支援を充実させ、スムーズに安心して通信制の学習に取り組めるようにする。
- (2) 在校生についてもきめ細かい履修指導や進路指導を通じ、目標に向かって意欲的に学習が進むように努める。
- (3) レポート添削やスクーリングを通してわかる喜び、未知の世界を知る楽しさを伝え、充実感を味わえる学習活動を提供できるよう努力する。
- (4) HR 活動、遠足、球技大会、体育大会等での体験活動や共同作業を通して、心のつながりを感じ、集団の一員としての自覚を育む。
- (5) 昼の特別活動や集団活動等の各場面を通じて、マナーや人間関係の大切さ、いじめ防止等と呼びかける。
- (6) 生徒個票や生徒面談、スクーリングや保健室等の様子について情報の共有化をはかり、細やかな生徒把握を行う。また年度の変わり目にも情報が引き継げるようにする。
- (7) 生徒が学ぶ楽しさを知る事のできるレポート・スクーリングの改善、生徒の不安や不満を理解するための職員研修をする。
- (8) 生徒の状況に応じて、必要に応じてカウンセリングの活用や校外ボランティア活動への参加を勧める。
- (9) 校内巡視により、生徒の様子に目を配り、安全にスクーリングに取り組めるようにする。
- (10) 校外巡視により、地域の方との交流をはかり、教育活動への協力を得る。

第4 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 個人面談、進路相談など、生徒や保護者の悩みを受け止め、相談できる体制をつくる。
- (2) 教職員間の生徒情報の共有をはかる。
- (3) スクーリングや学校行事後は養護教諭もふくめて生徒情報の交換をはかる。
- (4) 必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等の外部協力者による面談を設定する。
- (5) 生徒に声かけをしながら校内巡視、校外巡視を行う。いじめにつながりそうな言動・行為があれば直ちに注意する。状況により事情を聴く。

第5 いじめに対する対応

- (1) 生徒や保護者から訴えがあった場合は真剣に受け止め、発見・通報を受けた教職員はひとりで抱え込まず、各キャンパスのいじめ対策委員会（「各キャンパス委員会」）に情報を提供、共有する。「各キャンパス委員会」は、キャンパス間の連携もはかりながら、事実の有無を確認し、状況に応じて指導する。また内容・状況により「いじめ対策全体委員会」で対策案を作成し指導する。最終的には校長等管理職が教育委員会と被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- (2) いじめられた生徒や保護者に対しては徹底して守り通し、安全を確保する。また安心してスクーリング、テスト等学習が継続できるように配慮する。
- (3) いじめた生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力（カウンセリングの手法によること等）を得ていじめをやめさせ、再発を防止する。場合により出席停止等の生徒指導も組み合わせる。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持ち、同調することもいじめの加担をする行為であることを理解させ、いじめは絶対に許されないことを徹底する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであることを認める時や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは警察や関係機関に相談して支援を求める。

第6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、「第5 いじめに対する対応」とともに以下の事項を適切に行う。

1 重大事態とは

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、スクーリング等を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が相当期間連続してスクーリング等を欠席しているとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、指導・支援を受ける。

速やかに「いじめ対策全体委員会」を招集し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

なお、生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

3 情報の提供

県教育委員会の指導・支援を受け、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係等の情報を提供する。

また、状況に応じて、いじめを受けた生徒及び保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、緊急の郵送物で正確な情報を生徒や保護者に伝えることや県こころの緊急支援チーム（CRT）の派遣要請を行うこと等、他の生徒及び保護者の支援に努める。

4 報道への対応

個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。